

(構成概要)

第1章 男女共同参画さっぽろプランについて (未)

第2章 プランの概要 (未)

第3章 計画各論

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成	．．．．P1
基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革	．．．．P1
基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり	．．P4
基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進	．．．．P4
基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援	．．．．P8
基本的方向3 多様な働き方への支援	．．．．P10
基本的方向4 地域における男女共同参画の推進	．．．．P12
基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現	．．．．P14
基本的方向1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶	．．．．P14
基本的方向2 多様な性のあり方への理解の促進と支援	．．．．P19
基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援	．．．．P22
基本的方向4 生涯を通じた女性の健康支援	．．．．P26

第4章 プランの推進に当たって (未)

付属資料

- ・ 主な事業
- ・ 関係法令
- ・ 審議会名簿
- ・ プラン策定経緯・過程

第3章 計画各論

基本目標 I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別に関わらず誰もが互いに一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。そのためには、家庭・職場・学校・地域などいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

基本的方向 1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

【現状と課題】

全ての人が個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人ひとりが、性別などに関わらず互いに人権を尊重するという認識を持つことが必要です。

札幌市では、学校教育現場などにおいて、性別による固定観念にとらわれない人権意識、権利義務意識や職業意識が持てるよう、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた教育の推進や学習機会の提供を行ってきたほか、人権尊重やジェンダー平等に関する市民の自主的な活動の広がりが、社会全体の意識改革につながるよう、活動への支援を行ってきました。

令和3年（2021年）に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市の調査」といいます。）の結果を見ると、男性は仕事、女性は家事や育児と考える人の割合が減少するなど、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。一方で、男女の地位の平等感については、学校教育の場以外の全ての場において、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と考える人の割合が合わせて5割を超えたことから、私たちの働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることがわかります。【図1・2】

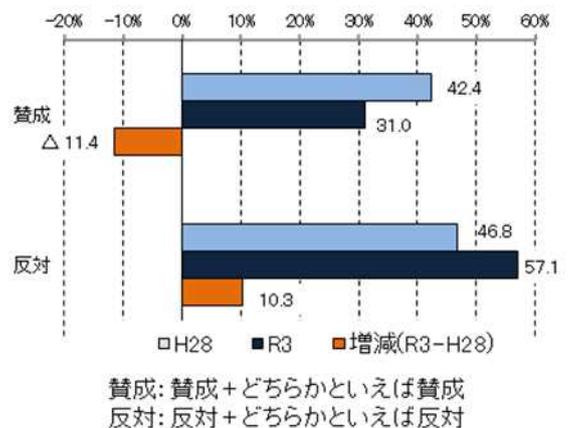


図1 「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識」（出典：R3市調査）

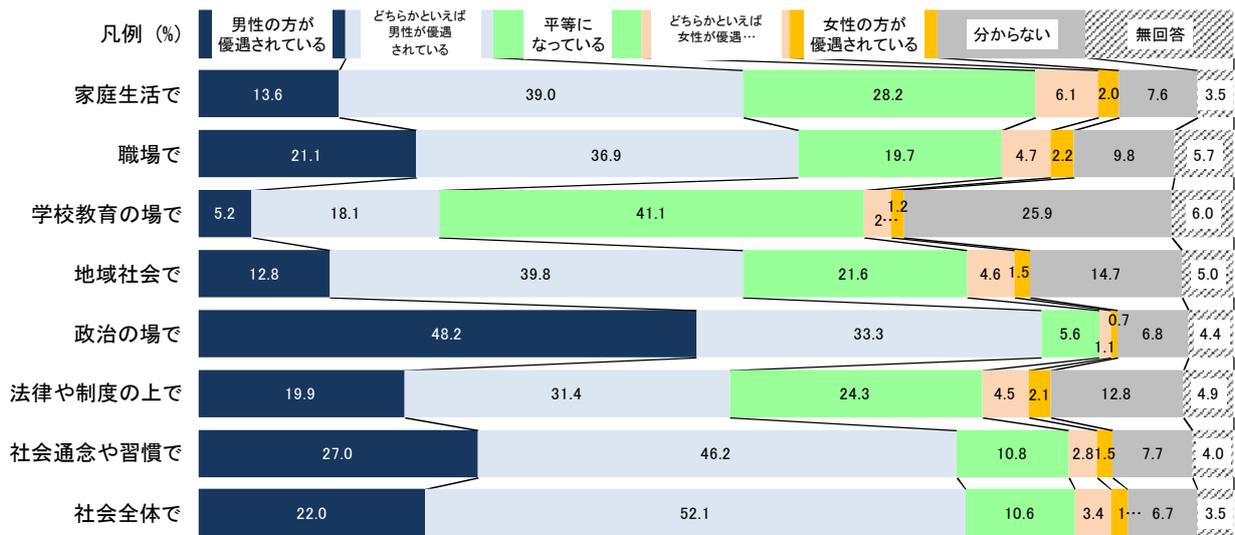


図2 「分野ごとの男女の地位の平等感」 (出典：R3市調査)

このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されるものであり、女性と男性のいずれにも存在することから、教育の場や啓発等を通して、男女双方の意識改革に取り組んでいく必要があります。

さらに、固定観念や無意識の思い込み等が原因となって引き起こされる問題の一つとして、職場等における様々なハラスメント¹があります。ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であることから、関係法整備等により、近年ではその防止対策も強化されているところです。

市の調査では、セクシュアルハラスメントを受けた人の割合は、女性が圧倒的に多く、加えて男性側も被害を受ける割合は上昇しているという結果でした。性別に関わらず誰もが、加害者にも被害者にもならないための取組が必要です。【図3】

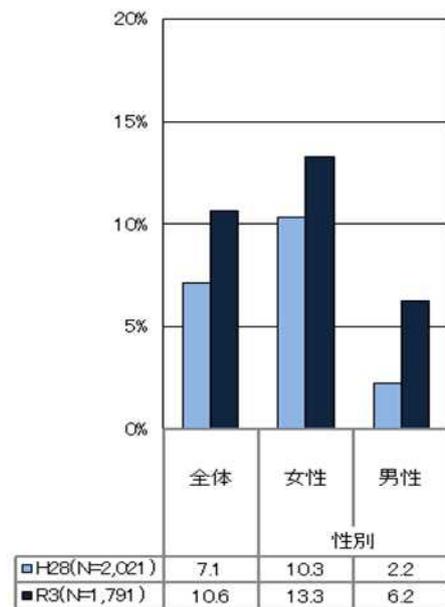


図3 「セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合」 (出典：R3市調査)

¹ 【ハラスメント】嫌がらせやいじめのこと。その態様により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントなどがある。加えて、最近では性自認や性的指向に関するハラスメントとして、「SOGI (ソジ) ハラスメント」が問題となっている。

人権尊重や男女共同参画推進の阻害要因となりうる、固定的な性別役割分担意識や固定観念等の存在に気付く機会となるような情報を発信し、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けていくことで、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

【施策の柱】

(1) 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進

- 学校教育活動を通じて、児童生徒に対し、一人一人が自他の人権を尊び、互いの個性や多様性を認め合うことを基盤とした人間尊重の教育を推進します。
- 子どもから大人までの幅広い市民に男女共同参画についての理解を深めてもらえるよう、男女共同参画に関する身近な課題の学習ができる機会を提供します。

(2) ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

- ジェンダー平等の達成に資する活動を行う市民や女性団体等に対し、活動・交流の場の提供や、情報発信等を通じた活動支援を行います。

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

- 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画が推進されるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 市民の自主的な活動や交流を促進するため、男女共同参画に関する各種情報の収集・情報提供を行います。また、ジェンダー平等や女性のエンパワーメント支援²に関する国際的な取組など、国際的な動向を意識した情報発信に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

² 【エンパワーメント】自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

多様な視点を持って社会情勢の変化に対応できる活力を生み出し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、生活のあらゆる場面において男女共同参画の視点が反映されることが重要です。働く場においてはもちろん、家庭や地域活動など人々の身近な生活の場にも男女共同参画の考えが浸透するような取組を進めます。

基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男性ばかりではなく、女性も対等な立場で政策・方針決定過程に参画し、女性活躍が進むことは、社会経済情勢の変化による人々の価値観の多様化にも、様々な視点を持って対応することが可能となり、暮らしやすく活力のある社会の実現につながります。

しかし、2021年3月に公表されたジェンダー・ギャップ指数³において、日本は、政治・経済分野での男女格差を理由に156か国中120位という結果となり、日本の女性の活躍推進は諸外国と比べ、大きく後れを取っています。【図4】

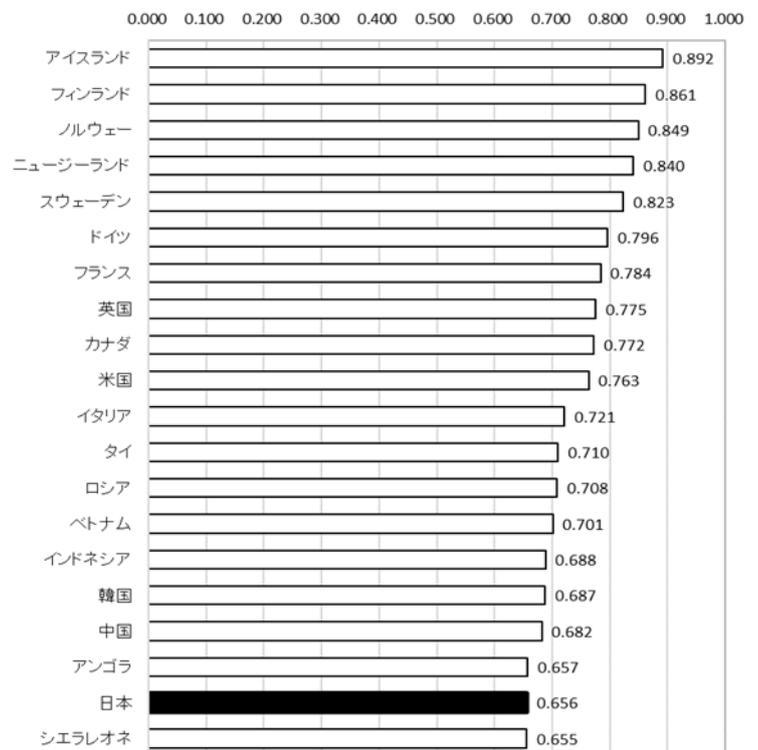


図4 「ジェンダー・ギャップ指数」(2021年)
(出典: Global Gender Gap Report 2021 から作成)

³ 【ジェンダー・ギャップ指数】各国における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

一方、札幌市は、政令指定都市の中で最も女性人口の割合が高いという特徴を持つことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など女性活躍の環境づくりを強力に推し進める必要があります。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.3%にとどまり、全国平均よりも低い水準にあります。また、札幌市役所内部においても、市職員の女性管理職割合は徐々に向上しているものの16.5%にとどまり、審議会等委員の女性登用率についても目標である40%に届かない状況が10年以上続いている状況であるなど、女性の活躍機会が十分に確保されているとは言えません。【図5・6・7】

まずは市役所が率先して、女性活躍の機会確保に積極的に取り組むことで、社会全体の機運の醸成につなげていくことが求められます。

図5 「管理的職業従事者」における女性の割合（札幌市）
（出典：総務省「R2 国勢調査」）

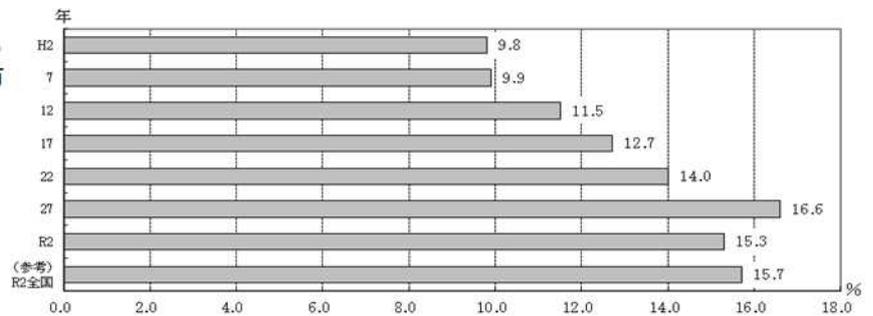


図6 「審議会等への女性登用率」

（出典）
札幌市：札幌市調べ
北海道：北海道資料より作成
国：内閣府資料より作成

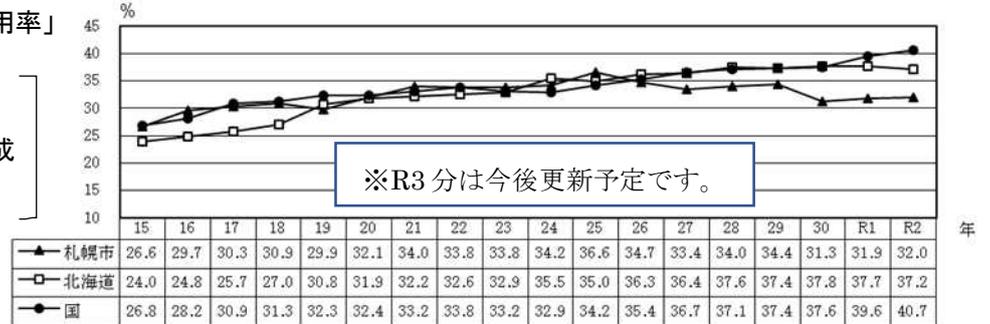
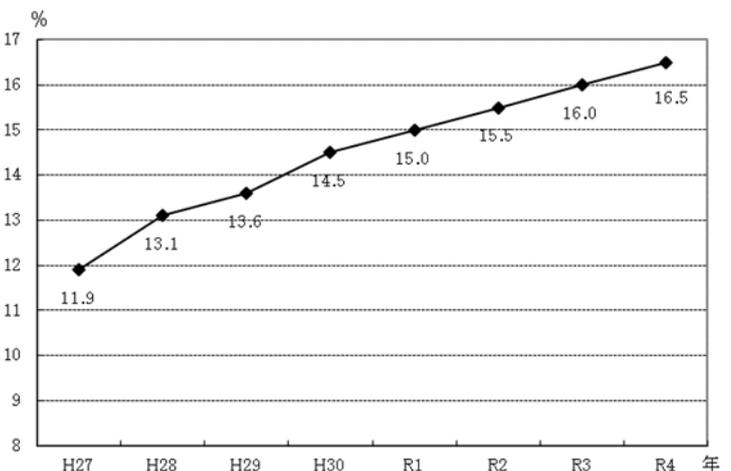


図7 「札幌市職員の女性管理職の割合」
（出典：札幌市総務局資料）



また、働く場における男女共同参画の実現に向けては、女性の活躍推進と並行して、男性の活躍の場を家庭に広げることが重要です。市の調査によれば、男性の育児・介護休業の利用について「賛成だが、現実的には取りづらいと思う」という回答が圧倒的に多く、男性の育児・介護休業利用が少ない理由については、「休業制度を利用しにくい職場の雰囲気があるから」という回答が最も多い結果となり、男性が積極的に家庭に参画しにくい雰囲気や慣行が根強く残っていることがわかりました。【図8・9】



図8 「男性が「育児休業」や「介護休業」を利用することについて」（出典：R3市調査）

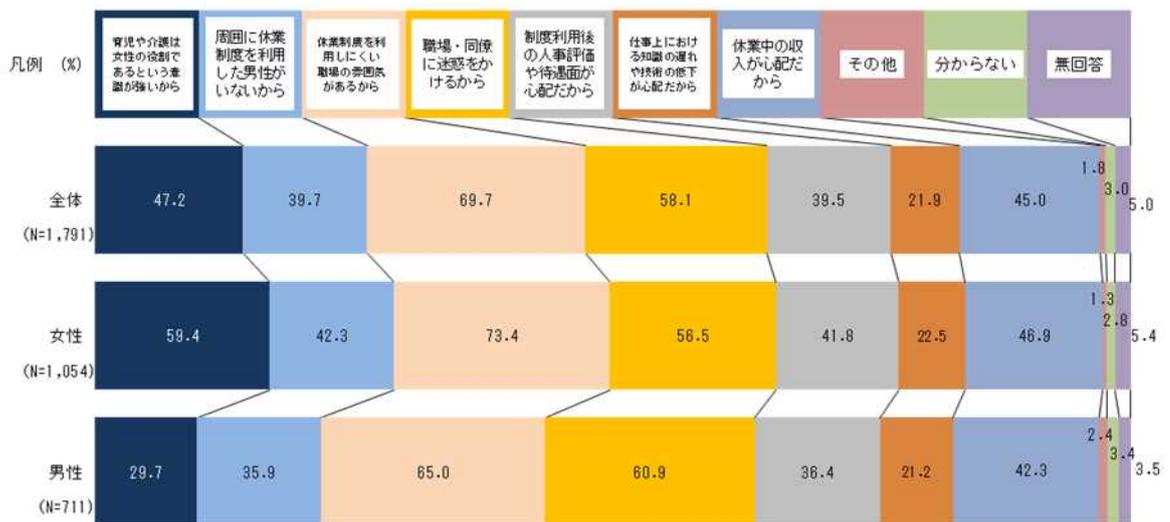


図9 「育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由」（複数回答）（出典：R3市調査）

長時間労働慣行の是正などによるワーク・ライフ・バランスの実現や、コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着を推進することに加え、男性に対して仕事上の責任は果たしつつ家庭参画も促していくことは、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境をつくるために重要なことであり、こうした働き方改革に取り組む市内企業が広がるよう、企業に対する支援を行っていくことが求められます。【図 10】

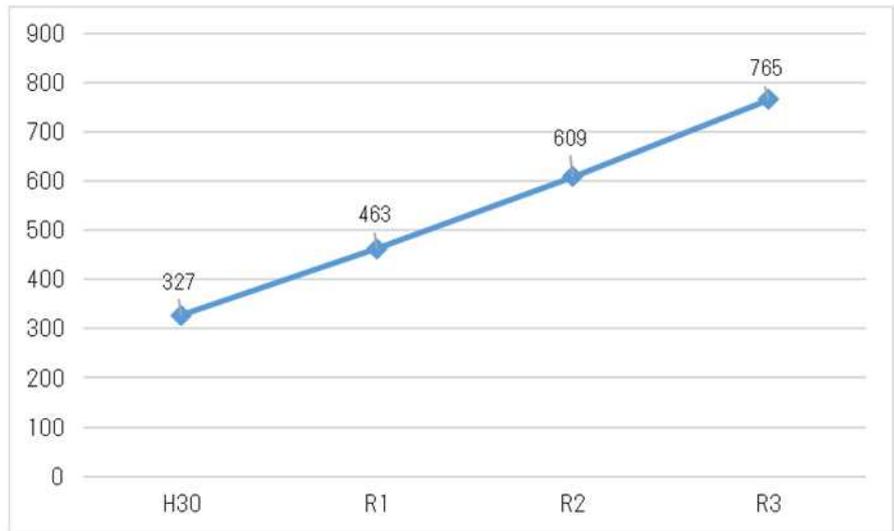


図 10 「ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度認証企業数 (累計) の推移」
(出典：札幌市市民文化局資料)

【施策の柱】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 札幌市の審議会等委員への女性の参画を促進し、登用を拡大することで、多様な視点による市政の政策形成がなされるよう引き続き取り組みを続けます。
- 市役所自らが率先して女性職員の登用を推進します。また、女性職員の活躍を後押しする支援や働きやすい環境整備等にも取り組みます。

(2) 更なる女性活躍推進のための意識改革

- 働く場において、女性活躍に関する環境整備や働き方改革等の取組が一層推進されるよう、企業等に向けたセミナー等啓発事業を実施します。また、こうした取組が市内企業に広く浸透するよう、先進的な取組事例等の情報提供や効果的な広報を実施します。
- 男女共同参画に関する意識が社会全体で高まり、働きやすい職場環境の整備が更に推進されるよう、様々な立場の市民に対して必要な情報発信や広報啓発を実施します。

(3) 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

○ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進に取り組む企業について、その取組状況に応じて認証し、情報発信することで、企業の取組を紹介する機会を提供するとともに、助成金支給や契約上の優遇等の支援を行います。

○多様で柔軟な働き方を導入し、働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を行います。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

【現状と課題】

女性活躍を推進するためには働く場における意識改革や環境整備を進めることだけではなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

市の調査によると、1日のうち家事（育児・介護含む）に要する時間について、女性の回答は「5時間以上」、男性の回答は「30分以上1時間未満」が最も多くなっています。【図11】

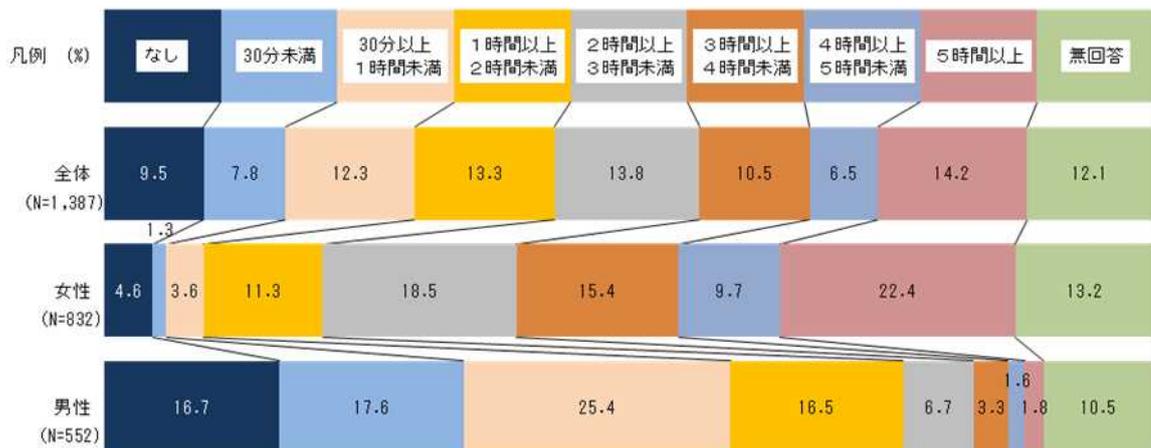


図11 「結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間（育児、介護を含む）」（出典：R3市調査）

また、家族のケアに関するその他の調査においても、女性の育児休業取得率88.2%に対し、男性は10.2%であるほか、主な家族介護者の男女別比率はその約62%が女性であるなど、家事・育児・介護の責任は大きく女性に偏っていることがわかりました。【図12・13】

※R3分は今後更新予定です。

	全国		北海道	
	女	男	女	男
28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
3	—	—	88.2%	10.2%

図12 「民間企業における育児休業取得率（全国・北海道）」
 （出典 全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、北海道：「就業環境実態調査」）

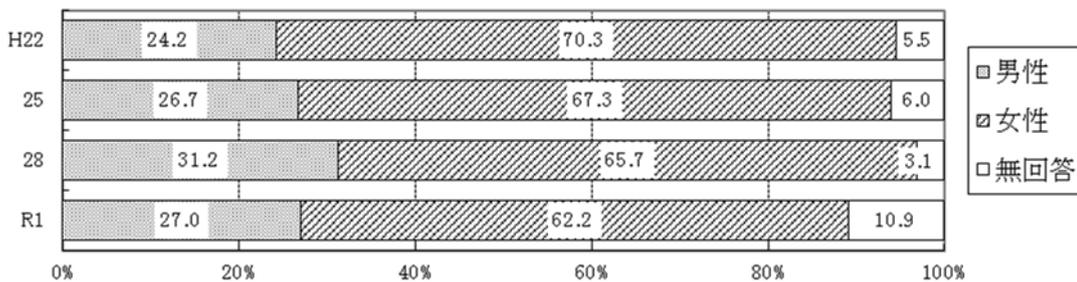


図13 「家族介護における介護者の男女別比率（札幌市）」
 （出典：札幌市保健福祉局「要介護（支援）認定者意向調査」）

男性に対し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入など労働環境を改善するとともに、家事・育児介護に関する必要な情報の発信や意識啓発など、家庭参画への意識を高めていく取組が必要です。

また、家族のケアにおいて過度な負担を軽減していくためには、保育施設等の充実やそれに伴う保育人材の確保、介護サービスや相談体制の充実が重要です。

ライフスタイルの変化に応じた多様なニーズやダブルケアなど複合・複雑化するニーズに対応するための支援体制が求められています。

【施策の柱】

(1) 男性の家庭生活への参画の促進

- 男女が共に就業しながらも、主体的に子育てや介護を担う意識を高めるためのきっかけづくりや啓発に取り組みます。

(2) 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

○各家庭の多様なライフスタイルに対応するため、保育サービスの充実や介護支援機関の機能強化、保育・介護の環境基盤となる施設整備、それに伴う人材確保等支援に取り組めます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向3 多様な働き方への支援

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別に関わらず、働きたいと考える全ての人が、性別に関わりなく能力を十分に発揮できることが重要です。

しかし、女性の労働力率を見ると、結婚や出産期に当たる30代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブの問題⁴を抱えています。近年では、女性活躍推進法などの法整備をはじめ、企業の取組や保育の受け皿整備、女性が職業を持つことに対する意識の変化等を背景とした女性の就業拡大により、M字カーブの解消が進みましたが、男性と比べると、依然として30代を中心に労

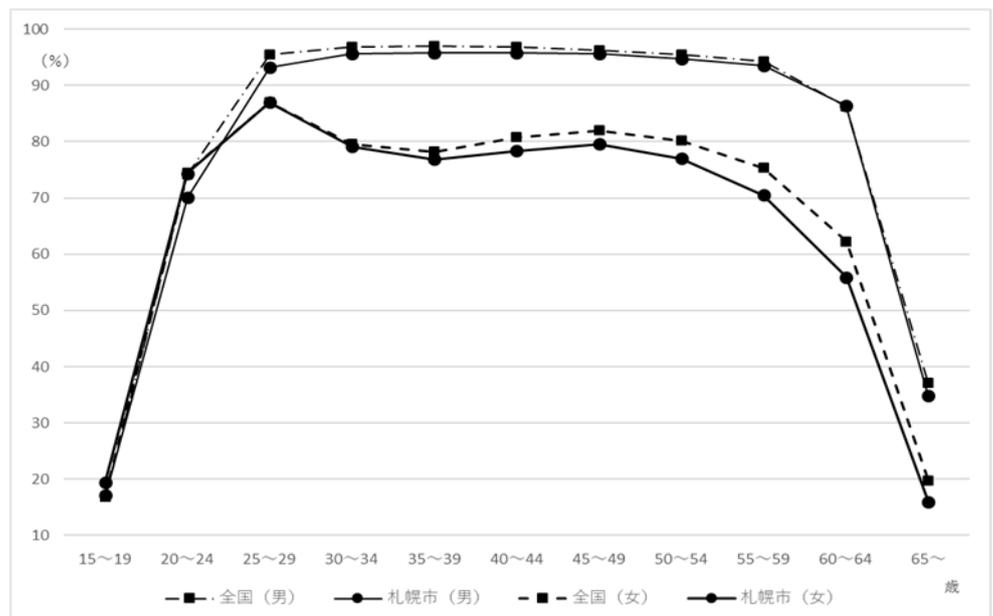


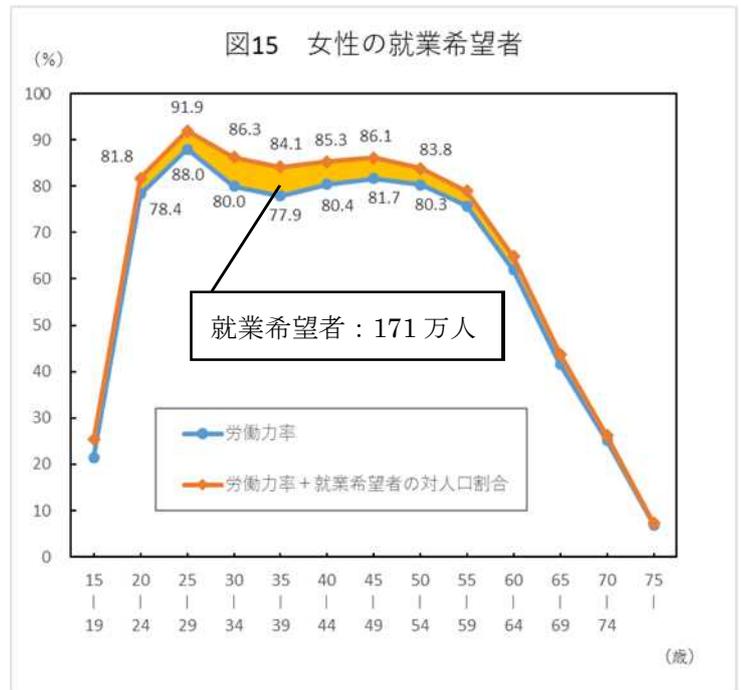
図14 「女性の労働力率」 (出典：総務省「R2 国勢調査」)

⁴ 【M字カーブ問題】女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）を5歳ごとの年齢階級別にグラフで表した場合、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することから、アルファベットの「M」に近い曲線になること。

働力率の低下が見られます。また、育児や介護を理由に就業を希望しながら求職していない女性は、全国で171万人存在すると言われています。【図14・15】

このことから、子育て等で仕事から一定期間離れていた女性への再就職支援や就労に必要なスキルの習得支援等を通じて、働きたいと考える女性の潜在的な労働力を生かしていくことが重要です。

また、少子高齢化や共働き世帯の増加等により仕事と育児・介護等との両立ニーズが高まる中、一人ひとりの事情に応じた就労が可能となるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢を増やすことも重要です。起業をはじめ雇用によらない働き方についても安心して選択できる環境の整備や支援が求められます。



(出典：総務省「R2 国勢調査」)

【施策の柱】

(1) 就業ニーズに応じた支援

- 女性が就労するための能力開発支援や、再就職に向けた相談支援等による就業機会の拡大に取り組みます。

(2) 起業に対する支援

- 起業や経営に関する各種講座や相談、情報提供などを充実させ、女性が自分のライフスタイルにあった働き方をするための支援に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど多様な人々の身近な暮らしの場であり、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動が行われています。しかし、これまで、その活動の多くは女性が担う一方で、町内会や地域団体の会長など活動の中核を担う職については、男性が担う傾向にありました。

しかし、地域における高齢化や多様化する課題・ニーズに対応するためには、性別や年齢等によって役割を固定化するのではなく、女性をはじめ様々な視点を持つ担い手を確保し、その意見を取り入れていくことが重要です。【図 16】



図 16 「地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと」 (複数回答)
(出典：R3市調査)

特に、地域防災活動においては、大規模災害が発生した場合、平常時における固定的性別役割分担意識に起因して、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そのため、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組のほか、防災を担う女性リーダーの活躍を推進するなど、防災現場への女性の参画拡大が重要です。

災害時はもちろん、平常時の地域活動においても、日頃から男女共同参画の考えを共有し、リーダーとしての女性の地域活動への参画やその環境整備など、地域における男女共同参画を進めることが必要です。

【図 17】

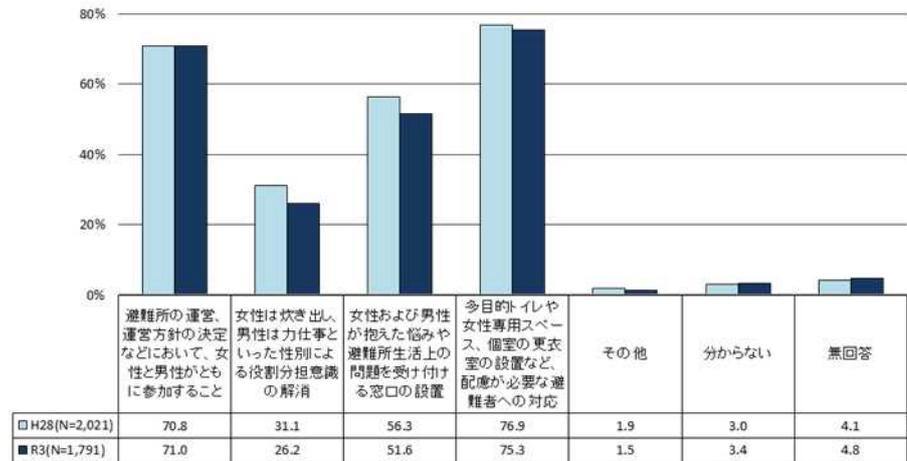


図 17 「避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮」(複数回答) (出典：R3市調査)

【施策の柱】

(1) 地域活動での男女共同参画の機運の醸成

○女性リーダーなど多様な人材が参画し、男女共同参画の視点が反映された地域活動が進むよう、意識改革に向けた啓発等に取り組みます。

(2) 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

○災害対応に当たり男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、平常時からの意識醸成を図ります。また、災害時に男女共同参画センターが男女共同参画の視点から効果的な役割を果たすことができる体制を構築します。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進に加えて、男女が等しく個人としての人権が尊重される社会の実現はもとより、「男女」とどまらず、年齢も、国籍も、性自認や性的指向に関する事等も含め、多様な人々を包摂する社会を実現することで、誰もが尊厳と誇りを持ち安心して生きられる社会となるよう取組を進めます。

基本的方向1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女に関わらず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、男女の社会的・経済的な格差の是正も含め、その根絶に向けた対策が必要です。

市の調査によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）について「自分が直接経験したことがある」と答えた割合は、前回調査よりも上昇していることがわかりました。DV被害者の多くは女性ですが、男性の被害経験の増加も目立っており、女性への支援はもちろんのこと、男性や性的マイノリティの方々も含めた、全ての被害者への対応が求められます。

DV被害を潜在化させないためには、まずは、被害者自身が被害を受けていることを認識することが必要であり、若年層からの予防啓発や、DVには身体的な暴力以外にも様々な暴力があるという認識を浸透させる取組が重要です。【図18・19】

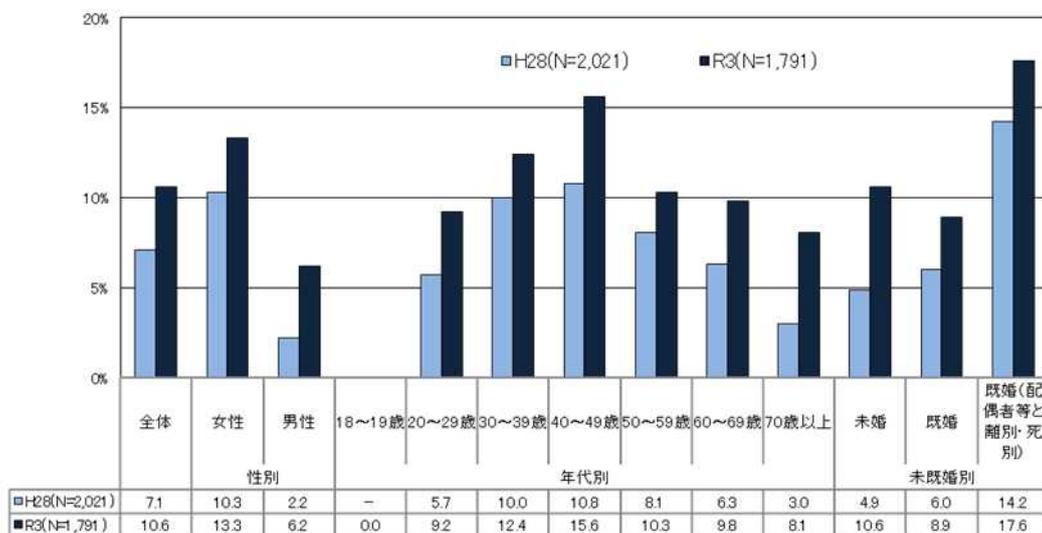


図18 「DVを経験したことがある割合」 (出典：R3市調査)

※横の棒グラフに今後更新予定です。

	H28 N=2,021 R3 N=1,791		どのような場合でも暴力にあたると思う (%)	暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う	暴力にあたると思わない	分からない	無回答
	H28	R3					
平手で打つ	H28		66.1	28.3	1.2	1.3	3.1
	R3		73.0	21.3	0.7	1.1	3.9
足で蹴る	H28		84.3	11.4	0.5	1.0	2.8
	R3		86.5	7.6	0.6	1.2	4.1
身体を傷付ける可能性のある物などで殴る	H28		93.6	2.5	0.2	0.7	3.1
	R3		93.1	2.0	0.2	0.7	4.0
殴るふりをして脅す	H28		58.0	32.0	3.8	2.3	4.0
	R3		64.2	26.9	3.1	1.5	4.4
刃物などを突きつけて脅す	H28		92.4	3.5	0.3	0.7	3.1
	R3		92.6	2.1	0.5	0.6	4.3
相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する	H28		79.0	14.3	1.1	2.3	3.4
	R3		83.8	9.2	0.9	1.8	4.2
見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	H28		62.8	21.6	6.1	5.6	3.8
	R3		72.6	14.0	4.1	4.9	4.4
何を言っても長時間無視し続ける	H28		42.6	36.0	11.7	5.9	3.8
	R3		49.1	34.1	7.3	5.0	4.6
交友関係や電話を細かく監視する	H28		42.3	36.8	11.0	6.2	3.8
	R3		51.0	33.3	6.9	4.3	4.5
「バカ」「役立たず」など人格を否定するようなことを言う	H28		59.6	30.0	4.9	2.5	3.0
	R3		66.1	25.9	2.6	1.6	3.9
大声でどなる	H28		52.1	36.3	5.9	2.8	2.9
	R3		60.5	31.0	3.5	1.7	3.4
生活費を渡さない	H28		61.5	21.9	6.9	6.6	3.1
	R3		68.3	19.9	4.2	3.9	3.7

図 19 「配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識」 (出典：R3 市調査)

さらに、被害者がつながりやすい相談体制の整備も重要ですが、市の調査によれば、DV被害を受けた際の相談窓口として、「札幌市配偶者暴力相談センター」や「各区役所」の認知度は低いままです。DV被害が深刻化する前に、早期の相談につながるよう、行政等公的相談機関が広く認知されるような取り組みや相談体制の充実が求められます。【図 20・21・22】

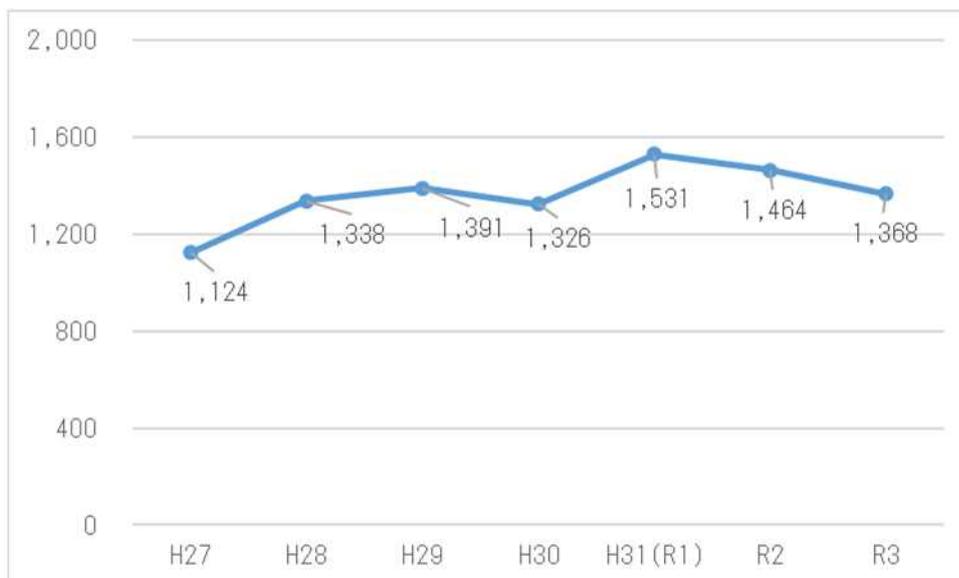


図 20 「札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数」 (出典：札幌市市民文化局調べ)

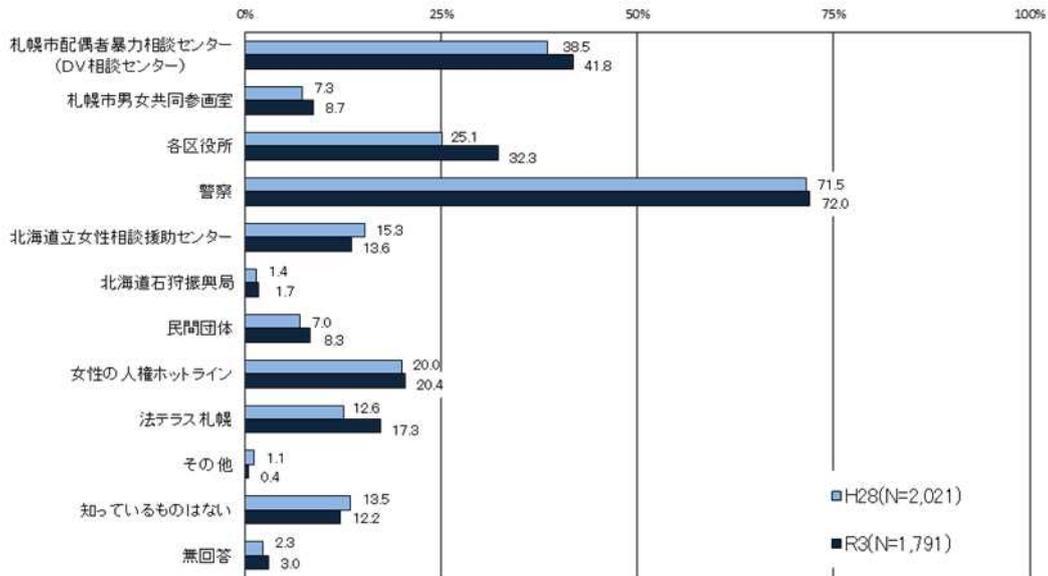


図 21 「DVの相談窓口の認知度」 (複数回答) (出典：R3市調査)

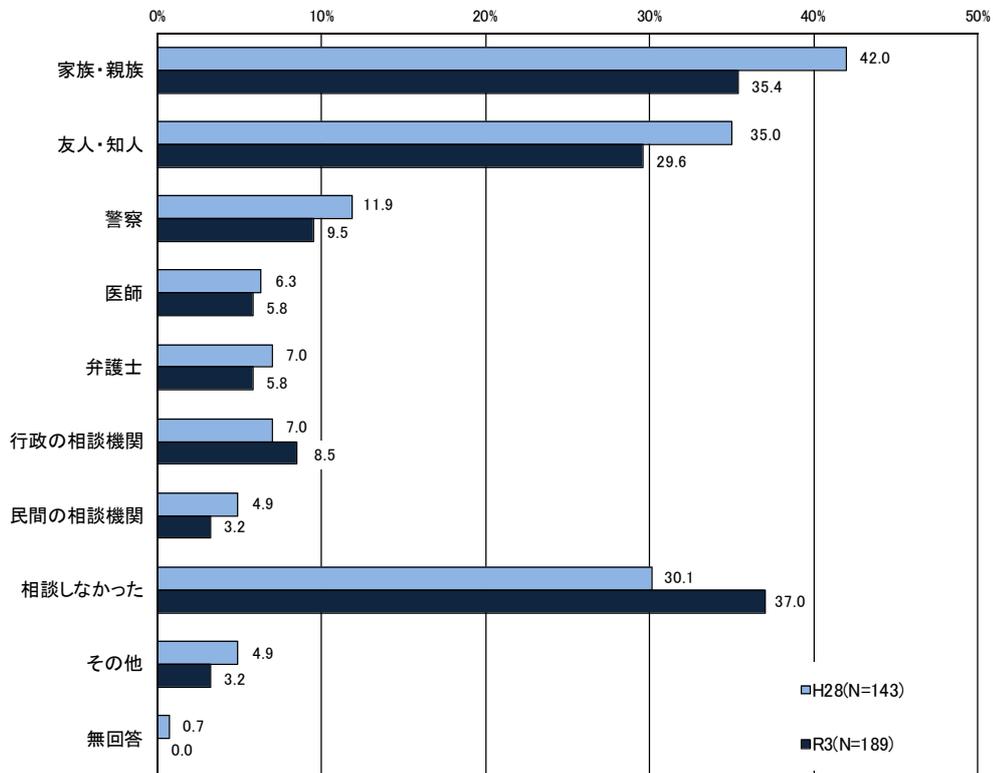


図 22 「DVを経験した際の相談先」 (複数回答) (出典：R3市調査)

また、DV被害者が安心して自立した生活を送るためには、被害者の安全確保はもとより、住居や就業等の生活支援など、被害者及びその子どもが安心して暮らせる環境を整えるための様々な支援が必要です。引き続き、関係機関と連携しながら、適切な情報提供や支援の充実に取り組んでいきます。また、被害者支援の一環として、現在、調査研究・試行実施段階にある「配偶者暴力加害者プログラム」についても、国や他自治体、プログラム実施団体での具体的な実施方法など情報収集に努めていきます。

さらに、昨今では、情報通信技術（ICT）の進化やSNS等の広がりに伴い、これらを利用した女性に対する暴力の形態が多様化しているほか、複数の困難な状況を抱えていることにより性的、経済的に搾取され貧困に陥る若年女性が多く存在し、その貧困を理由とする性の商品化など新たな形の暴力に対して、的確な対応が求められています。

こうしたことを受け、国では、性暴力被害の防止や被害者の救済を目的とした、いわゆる「AV出演被害防止・救済法⁵」が施行されました。札幌市として今後は、女性のみならず、被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々も含めた、より一層の相談体制の充実が求められるとともに、性暴力を未然に防止するため、若い世代に向けた更なる啓発を充実させる必要があります。【図 23・24】

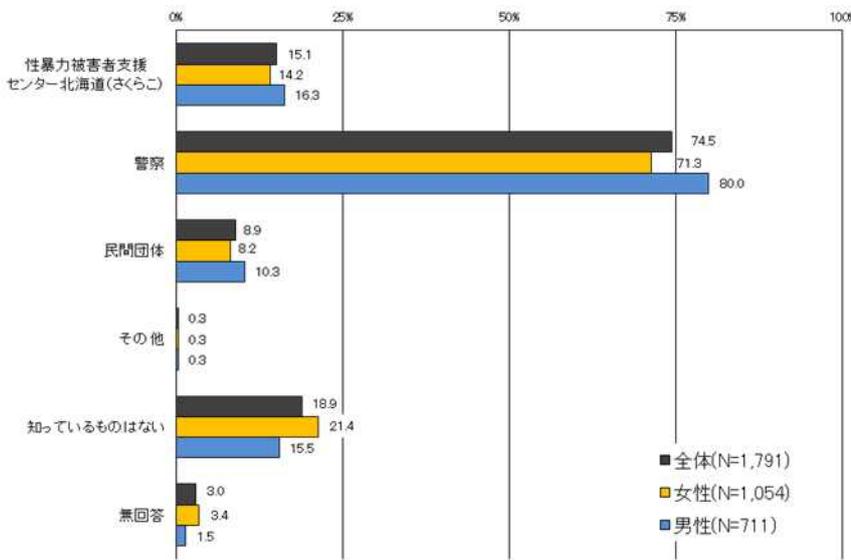


図 23 「性暴力被害者の相談窓口の認知度」
(複数回答)
(出典：R3市調査)

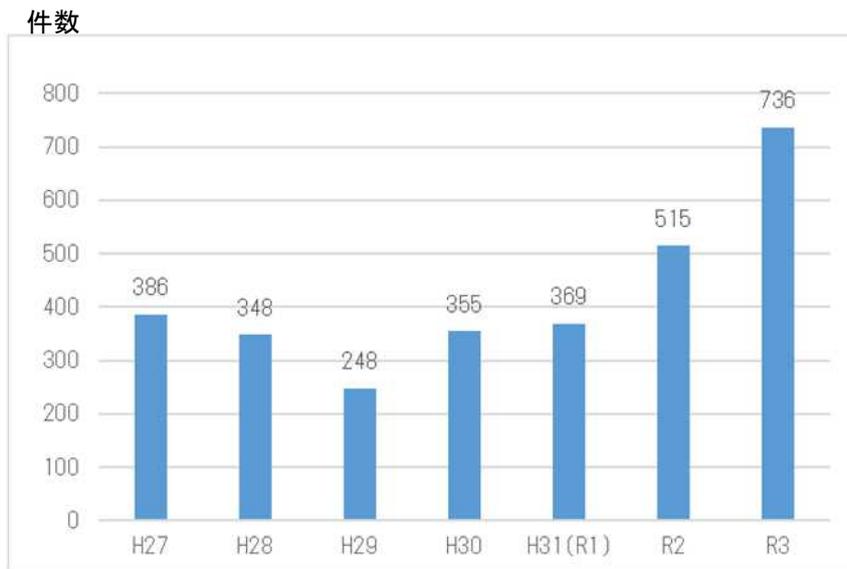


図 24 「性暴力被害者支援センター北海道 さくらこ SACRACH の相談件数」
(出典：札幌市市民文化局調べ)

⁵ 【AV出演被害防止・救済法】：正式名称は、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」。

【施策の柱】

(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

- DVや性暴力などあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、様々な媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知や啓発していきます。
- DVを未然防止するため、若年層に向けた広報や啓発を実施します。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

【施策の柱】

(2) DVに関する総合的な支援体制の強化

- 「札幌市配偶者暴力支援センター」や区役所等関係機関と連携しながら、相談体制の充実、被害者の支援に取り組みます。
- DV被害者が加害者の追跡から逃れ、新たな生活を安心して始めるための支援を行います。
- 暴力の影響により心身の回復に時間を要する場合や、経済的生活基盤を確立できずに貧困に悩む被害者に対して、関係機関と連携し、総合的な支援を進めていきます。
- DVの認識が広がることに伴い、今後、多様化する相談にも的確に対応し、必要な情報提供を行うために被害者相談、支援等を行う関係機関との連携強化に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

【施策の柱】**(3) DV 被害者の子どもに対する各種支援の強化**

○DVと児童虐待は密接な関係にあり、被害者やその子どもが、安心して生活できる環境を整えられるよう、学校や児童相談所等と連携し、切れ目のない対応を行います。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

【施策の柱】**(4) 性暴力に関する啓発と被害者の支援**

○潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、若年層を中心に、相談窓口の周知啓発を実施します。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向2 多様な性のあり方への理解の促進と支援**【現状と課題】**

典型的とされていない性自認や性的指向を持つ、いわゆる性的マイノリティの方々は、近年の民間調査などで人口の8%前後の割合で存在しているとされていますが、理解が十分に進んでおらず、家庭、学校、職場をはじめ日常生活の様々な場面において深刻な困難に直面しています。また、周囲の理解が不十分であることが原因で、本人の了解を得ずに他人に性自認や性的指向を暴露する、いわゆる「アウトティング」による重大な人権侵害も生じています。【図25・26】

図 25 性的指向に関し起きていると思う人権問題

※R4 調査結果が出れば差替えます。

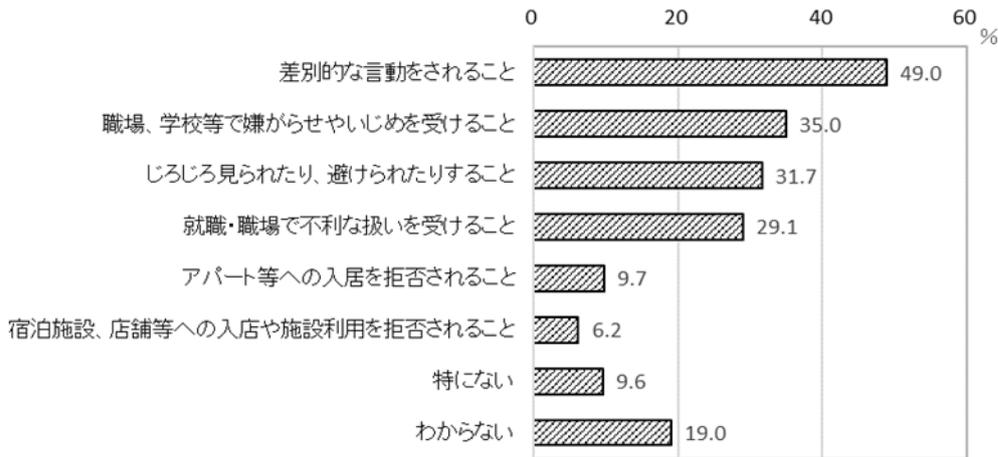
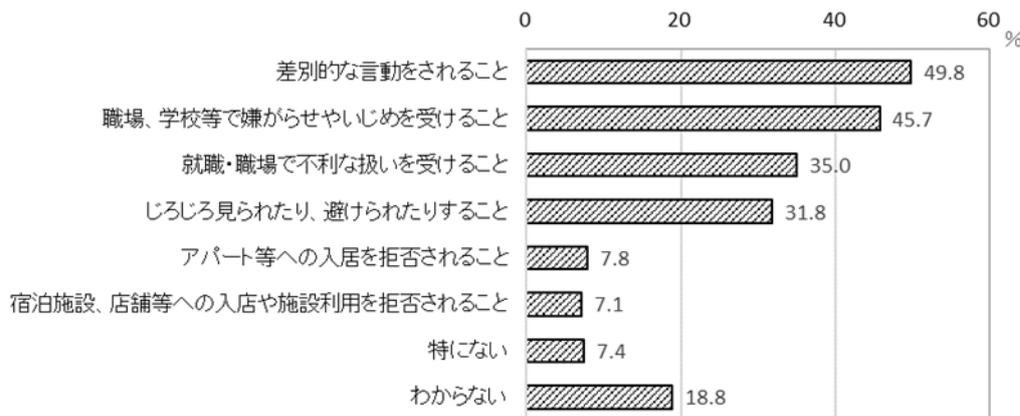


図 26 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題

※R4 調査結果が出れば差替えます。



(出典：内閣府「H29 人権擁護に関する世論調査」)

札幌市では、性的マイノリティの方々の支援として、一方又は双方が性的マイノリティの二人の気持ちを受け止める取組として、平成 29 年度（2017 年度）に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、併せて相談支援として電話相談（LGBTほっとライン）を行ってきました。また、働く場における性的マイノリティの方々への理解や取組が進むよう「LGBTフレンドリー指標制度」を実施してきましたが、市民にとっての認知度は十分とは言えない状況です。【図 27】

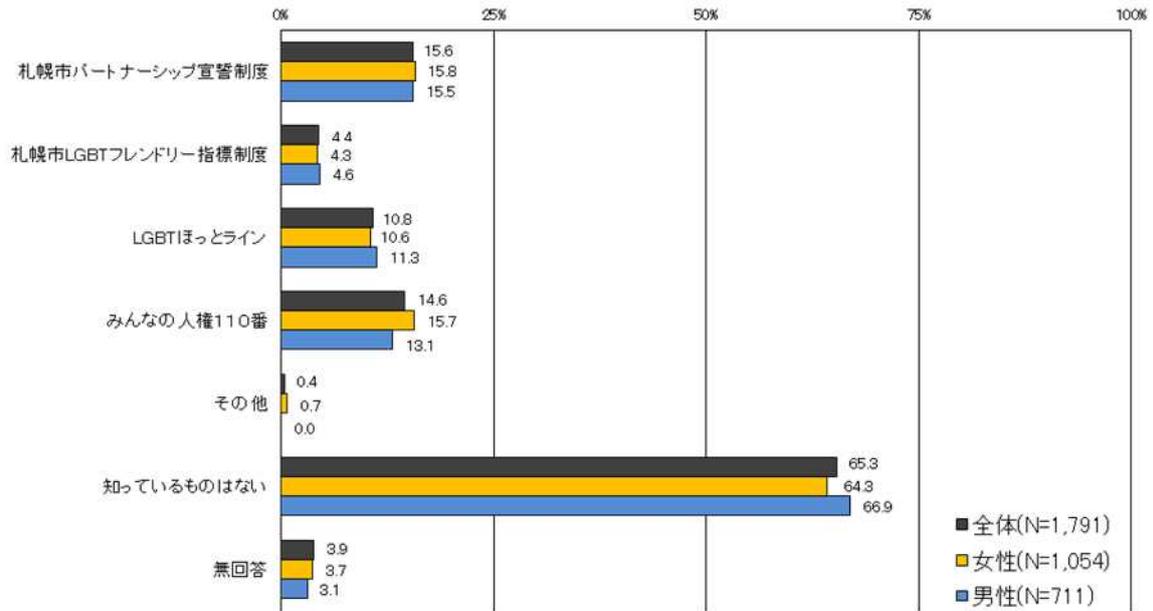


図 27 「性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

また、性的マイノリティの方々に対する理解促進や支援のために、「職場や学校等における理解の促進」が必要と考える人が多く、誰もが生きがいと誇りを持つことができる社会の実現のためには、多様な性のあり方に対する理解が、社会全体で広がっていくよう取組を進めていく必要があります。【図 28】

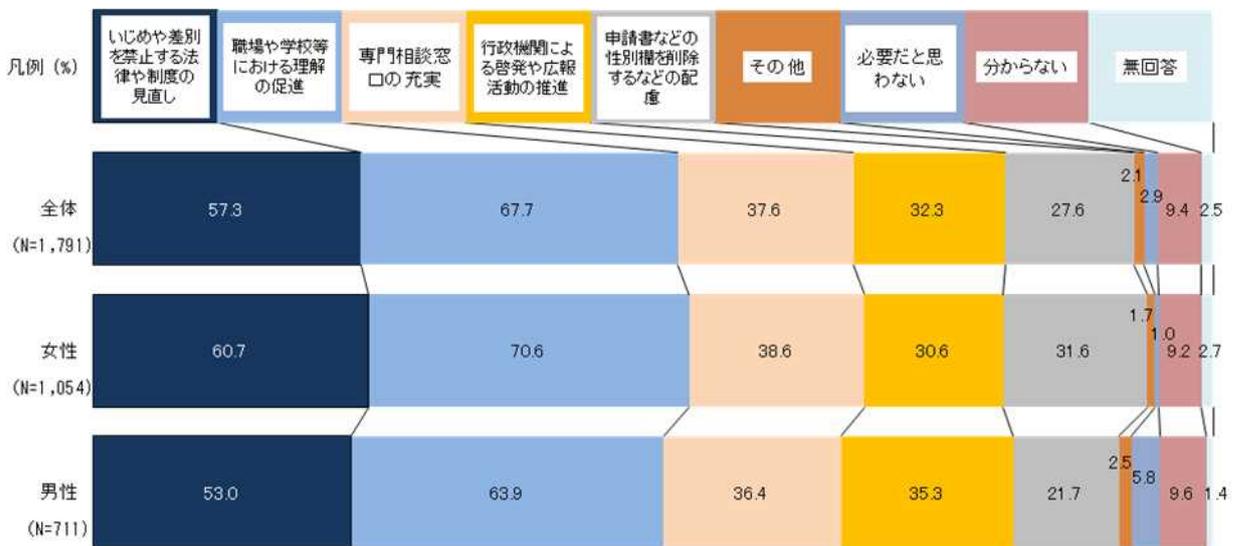


図 28 「性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

【施策の柱】**(1) 市民や企業等に対する啓発**

- 性的マイノリティの方々を取り巻く市民や学校現場、働く場である企業での理解が進むよう講演会等の実施など周知啓発に取り組みます。
- 市役所内での性的マイノリティの方々への理解が進み、適切な市民応対ができるよう、職員に対して庁内研修を実施します。

(2) 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

- パートナーシップ宣誓制度や相談事業などにより、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消に向けた支援を行います。
- 社会全体で、性的マイノリティの方々への理解が広がっていくよう、企業における環境整備を働きかけていくとともに、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体との連携や意見交換に積極的に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援**【現状と課題】**

近年、晩婚化や未婚率の上昇、離婚の増加等に伴い、女性を取り巻く家族の形態が大きく変化しています。特に、離婚件数は結婚件数の約3分の1にまで及び、年齢別に見ても、若い世代から中高年代まで幅広く、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという考えは過去のものとなりました。女性が生涯にわたって経済的困窮に陥ることなく生活できるような力をつけることは喫緊の課題です。

しかし、札幌市の女性の就業状況を見ると、就業者数や有業率は徐々に増加しているものの、全国平均よりも低い水準で推移しており、その就業者の半数以上は、雇用や収入が不安定な非正規雇用労働者です。また、男女間の賃金格差についても、札幌市では全国平均より格差が大きい状況となっています。【図 29・30・31】

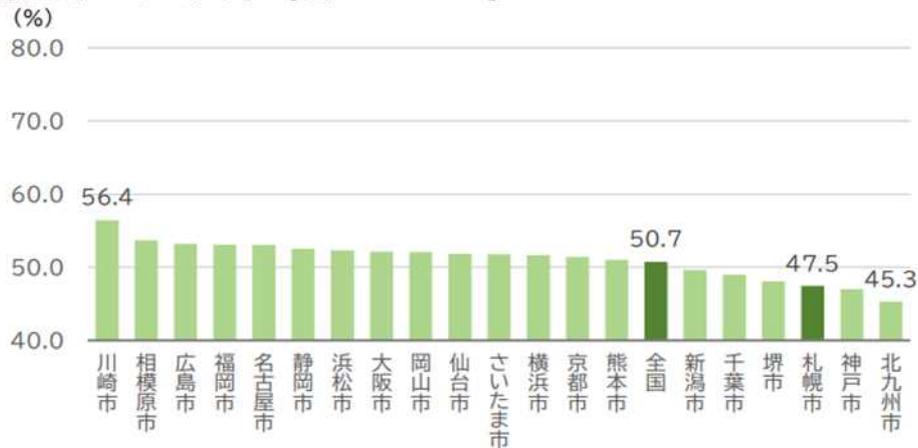


図 29 「有業率（札幌市）」（出典：総務省「H29 就業構造基本調査」）

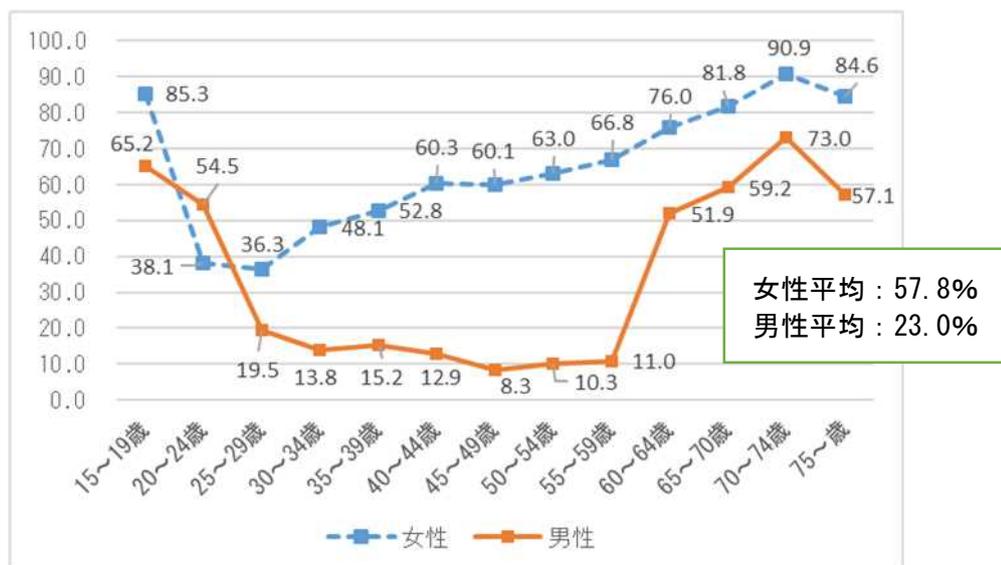


図 30 「男女別の非正規の職員・従業員比率（札幌市）」（出典：総務省「H29 就業構造基本調査」）

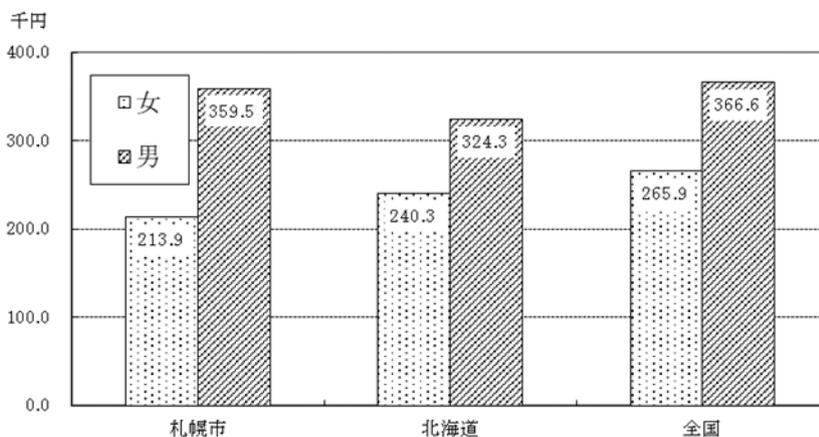


図 31 「男女の賃金格差（札幌市・北海道・全国）」
（出典 札幌市：R2 毎月勤労統計調査
北海道・全国：R2 賃金構造基本統計調査）

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、女性の非正規雇用労働者割合の高い飲食・宿泊業が大きな打撃を受けたこと等により、女性の就業状況は更に厳しいものとなりました。特にひとり親家庭においては、解雇や減収により生活の困窮につながる状況にあります。令和2年度の女性の自殺者数が全国で増加したことについても、その背景に潜む経済的困難、生活不安やストレス、DV被害等様々な問題が、コロナ禍で深刻化した可能性があるとして指摘されています。【図 32・33】

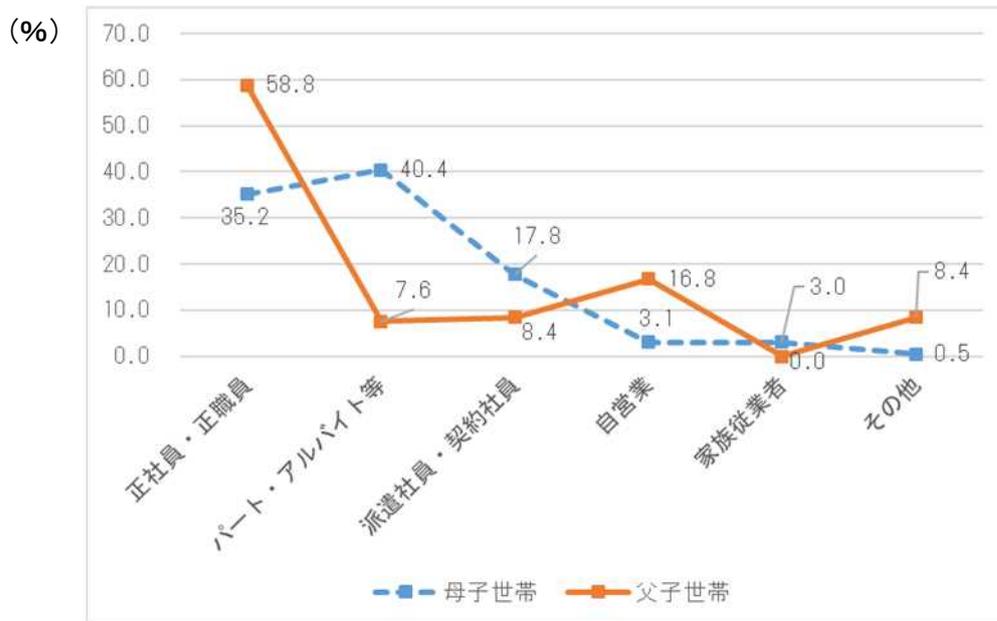


図 32 「母子世帯・父子世帯の就業状況（従業員上の地位）」
 (出典：札幌市子ども未来局 「H29 ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」)

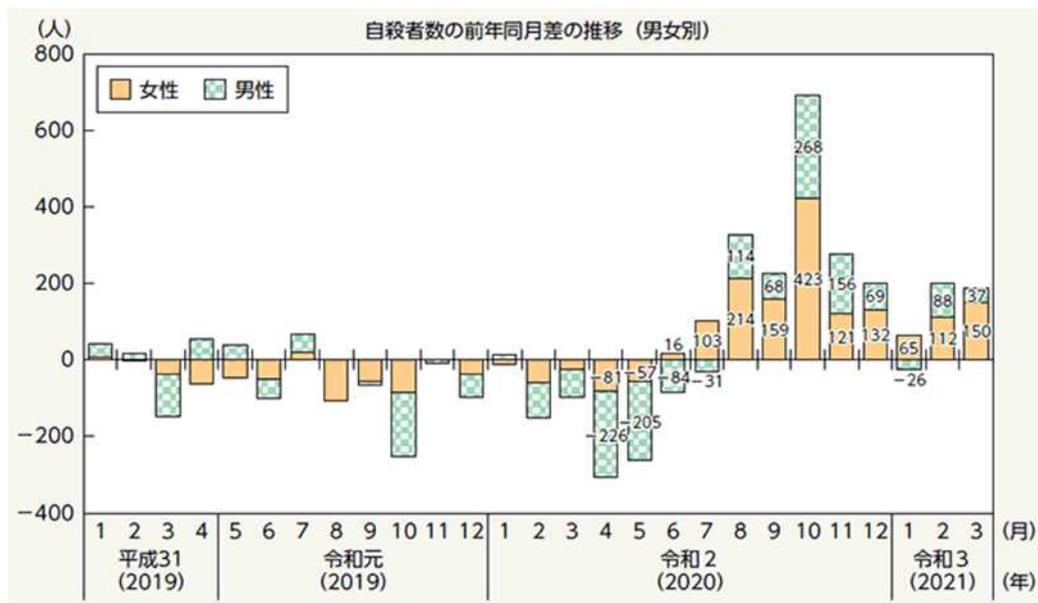


図 33 「自殺者数の前年同月差の推移（男女差）」 (出典：内閣府「R3 男女共同参画白書 I - 特 - 30 図」)

こうしたことを受けて国においては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が成立し、令和6年度に施行予定となっています。

女性が経済的に自立して、安心した生活を送ることができる社会の実現を目指して、若年女性や単身高齢女性、ひとり親世帯などをはじめ、貧困等生活上の様々な困難を抱える女性に寄り添った多様な支援が求められています。

また、アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、女性は更に複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

【施策の柱】

（1） 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

- 様々な理由により、生活に不安を抱える女性に対し、アウトリーチ型の相談支援等に取り組みます。
- ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、各家庭の実情に応じたきめ細やかな相談・支援を実施します。

【主な事業】

（庁内照会結果を掲載）

【施策の柱】

（2） 安定した就業機会の確保に向けた支援

- ひとり親家庭をはじめ経済的な困難を抱える女性が、自立した生活が送れるよう、正規雇用転換等ニーズに応じた相談や就労支援に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

【施策の柱】

(3) 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

○アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する相談体制の充実に取り組みます。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)

基本的方向4 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重することは、男女共同参画社会を実現するための大前提となる考え方です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期といったライフステージに応じて心身の状態が大きく変化するという特性を持っており、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」⁶の視点を含め、身体に関する正しい理解とそれを基にした健康維持管理が重要です。

⁶ 【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること（リプロダクティブ・ヘルス）。また、全てのカップルと個人が、子どもの数や出産する時などについて責任を持って自由に決定ができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びにリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと（リプロダクティブ・ライツ）。

特に札幌市は、全国に比べ、10代の人口妊娠中絶率が、全国平均よりも高い水準にあることから、予防対策として若年層へ向けた性に関する正しい知識の普及啓発などが求められています。【図 34】

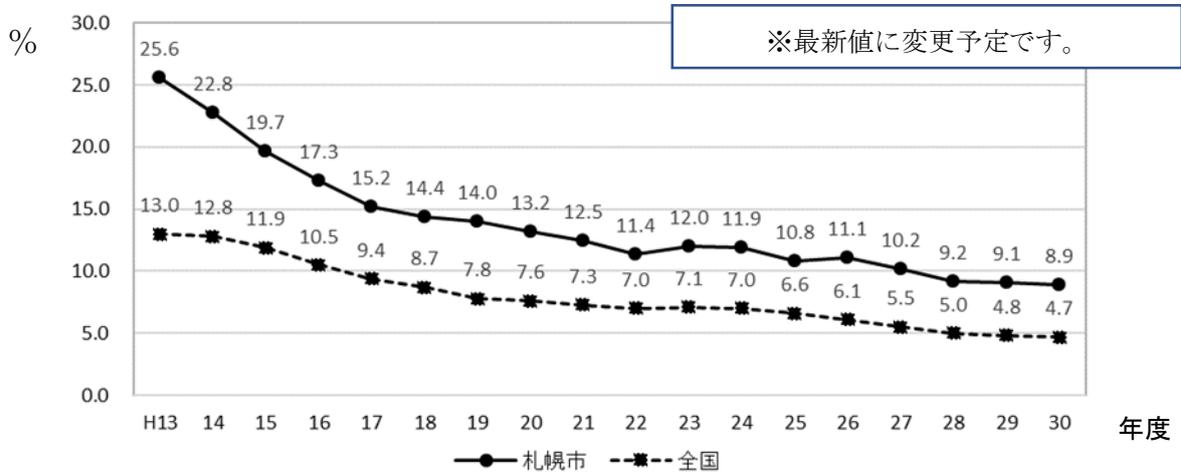


図 34 「10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）の推移」
 （出典 札幌市：札幌市衛生年報、全国：厚生労働省「衛生行政報告例」）

また、近年では、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康に関わる問題は大きく変化しています。

こうした健康課題に向き合いながら、人生100年時代と言われる今を、生涯にわたり健康で過ごせるように健康寿命を延伸していくためには、ライフステージごとの課題に応じた情報の提供や支援が必要です。【図 35】

さらに、女性の活躍推進の観点から見ても、女性が健康であることはその基盤になるものです。生理や更年期障害など女性特有の課題が、職場や社会における女性活躍の妨げにならないよう、女性に対する支援と同時に、職場の同僚等女性を取り巻く周囲の正しい理解の促進も求められています。

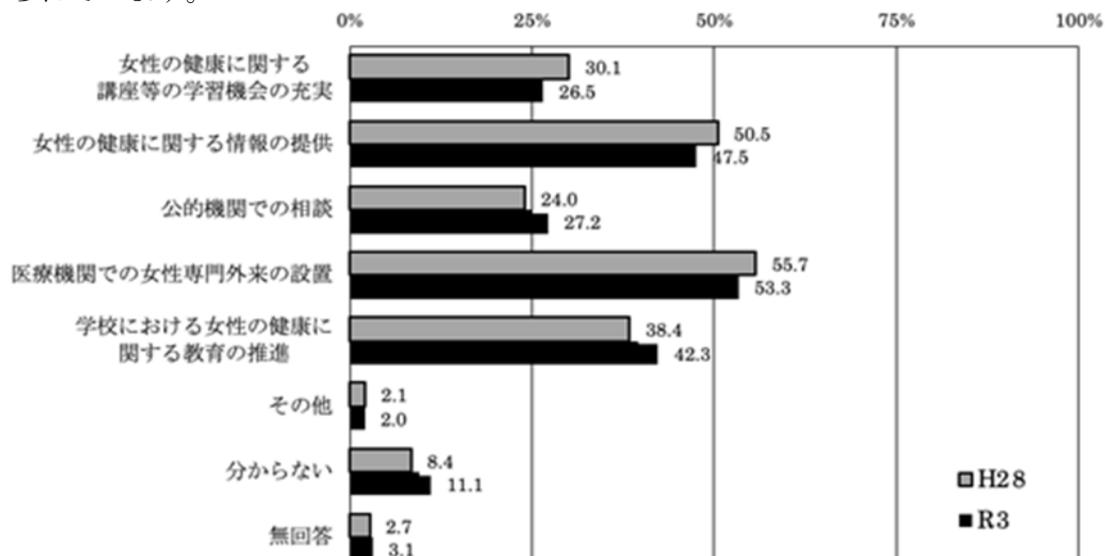


図 35 「女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策」（複数回答）（出典：R3市調査）

【施策の柱】

(1) 女性の生理や妊娠等に関する知識の普及と理解の促進

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重できるよう、思春期から若年世代に対する性に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利、働く女性を取り巻く女性特有の健康課題等について男女双方の理解促進に取り組みます。

(2) ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

- 思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。
- 健康診査体制の強化及び健康づくりに向けた様々な取組を行い、健康保持の支援を行います。

【主な事業】

(庁内照会結果を掲載)